

庄川沿岸漁業協同組合連合会 内共 第13号 第5種共同漁業権遊漁規則（百瀬川）

（目 的）

第1条 この規則は、庄川沿岸漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（にじます、いわな、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、連合会に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 連合会は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により連合会に納付しなければならない。

（遊漁期間）

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
にじます	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで（ただし、5月1日から5月31日までの期間を除く。）
うなぎ	1月1日から12月31日まで

（禁止区域等）

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
百瀬川の日尾第一えん堤下流端から下流15メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで

- 2 漁場全域において、舟・ボート類を使用して遊漁をしてはならない。

（全長制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
に じ ま す	15センチメートル
い わ な	15センチメートル
こ い	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料、（ただし、高校生は生徒手帳を提示し、無料の遊漁承認証の交付を受けること。）、身体障害者（身体障害者手帳を提示した者）のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

（1）手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
にじます、いわな、こい	手 釣、竿 釣	1 日	1,000円
		1 年	3,500円
うなぎ	手 釣、竿 釣	1 日	1,000円
		1 年	8,500円

（2）その他の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
にじます、いわな、こい	投 網	1 年	11,500円
うなぎ	投 網	1 年	11,500円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	場 所
庄川沿岸漁業協同組合連合会	射水市広上2909番地
庄川上流漁業協同組合	砺波市庄川町青島2244番地
平漁業協同組合	南砺市下梨2240番地（平行政センター内）
上平漁業協同組合	南砺市上平細島879番地（上平行政センター内）
利賀村漁業協同組合	南砺市利賀村171番地（利賀村商工会内）
又は上記組合の指定する場所	

（遊漁承認証に関する事項）

- 第7条 連合会は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

ただし、遊漁料および減免規定については、平成29年1月1日から施行する。

庄川沿岸漁業協同組合連合会 内共 第14号 第5種共同漁業権遊漁規則（庄川）

(目 的)

第1条 この規則は、庄川沿岸漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、さくらます、にじます、やまめ、こい、うぐい及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、連合会に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 連合会は、第1項の規定による申請があったときは、毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により連合会に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とするイ欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	毛 針 釣	釣針は1個
	友 釣	釣針はイカリ針を1個又はチラシ針を3個以内
	投 網	網目の大きさ2.75センチメートル以上(12節以下)
	てんから網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上 (12節以下) 長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がり で浮子から沈子まで60センチメートル以内
	ころころ釣	釣針は10個以内
さくらます	手釣、竿釣	釣針はシングルフック又はトリプルフックを2個以内
にじます、やまめ、 こい、うぐい、 う な ぎ	手釣、竿釣	釣針は1個

2 てんから網は、2統以上連結してはならない。また、補助者は1名に限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月16日から11月30日までの間(10月1日から10月10日までを除く。)で連合会が定めて公表する期間
さくらます	4月1日から6月15日まで
にじます	4月1日から9月30日まで
や ま め	4月1日から9月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで (ただし、5月1日から5月31日までの期間を除く。)
う ぐ い	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、北日本新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域等)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
庄川の小牧ダム下流端から下流300メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで
庄川の左岸関西電力株式会社小牧発電所放水路壁取付基部から右岸線に引いた垂線から下流70メートルまでの区域	
庄川の合口えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流20メートルまでの区域	
庄川の右岸関西電力株式会社雄神発電所放水口と接続する流域で同放水口から下流50メートルまでの区域	
和田川の十一ヶ堰（和田川用水大戸水門）の魚道内及び同堰から下流200メートルまでの区域	10月1日から 11月30日まで
庄川の南郷大橋上流端から上流1,000メートル及び同橋上流端から下流1,000メートルまでの区域	

2 漁場全域において、舟・ボート類を使用して遊漁をしてはならない。

訂正: 第8条

(河口付近における採捕の制限)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の区域においては、同表の漁具又は漁法により、同表の期間中は、遊漁をしてはならない

区 域	漁具又は漁法	期 間
河口から上流600メートルまでの区域	手釣及び竿釣（引っかけ釣り及びこれに類するものを除く。） 以外の漁具又は漁法	1月1日から 12月31日 まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
に じ ま す	15センチメートル
や ま め	15センチメートル
こ い	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、「さくらます」以外については、遊漁者が高校生以下のときは無料（ただし、高校生は生徒手帳を提示し、無料の遊漁承認証の交付を受けること。）、身体障害者（身体障害者手帳を提示した者）のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。また、いずれの魚種においても、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	毛 針 釣	1 日	1,500円
		1 年	3,500円
	友 釣	1 日	2,500円
		1 年	6,500円
	毛針釣、友釣併用	1 日	3,500円
		1 年	9,000円
さくらます(高校生以上)	手 釣、竿 釣	1 年	20,000円
さくらます(身体障害者及び中学生)	手 釣、竿 釣	1 年	10,000円
さくらます(小学生以下)	手 釣、竿 釣	1 年	無 料
にじます、やまめ、こい、うぐい	手 釣、竿 釣	1 年	3,500円
う な ぎ	手 釣、竿 釣	1 年	8,500円

(2) その他の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	投 網	1 年	18,000円
	てんから網	1 年	18,000円
	ころころ釣	1 年	18,000円
にじます、やまめ、こい、うぐい	投 網	1 年	16,500円
う な ぎ	投 網	1 年	16,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	住 所
庄川沿岸漁業協同組合連合会	射水市広上2909番地
大 門 漁 業 協 同 組 合	射水市二口2577番地
庄 川 漁 業 協 同 組 合	高岡市下麻生499番地3
砺波市漁業協同組合	砺波市太田427番地
庄川上流漁業協同組合 又は上記組合の指定する場所	砺波市庄川町青島2244番地

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 連合会は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

ただし、遊漁料及び減免規定については、

平成29年1月1日から施行する。

庄川沿岸漁業協同組合連合会 内共 第15号 第5種共同漁業権遊漁規則（庄川上流） （目 的）

第1条 この規則は、庄川沿岸漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（にじます、やまめ、いわな、こい、うぐい及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、連合会に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 連合会は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により連合会に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
にじます	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで(ただし、5月1日から5月31日までの期間を除く。)
う ぐ い	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域等)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
利賀川の阿別当えん堤下流端から下流50メートルまでの区域	1月1日から
利賀川の関西電力株式会社千束ダム下流端から下流50メートルまでの区域	12月31日まで

2 漁場全域において、舟・ボート類を使用して遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
に じ ま す	15センチメートル
や ま め	15センチメートル
い わ な	15センチメートル
こ い	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料（ただし、高校生は生徒手帳を提示し、無料の遊漁承認証の交付を受けること。）、身体障害者(身体障害者手帳を提示した者)のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし

書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
にじます、やまめ、いわな、こい、うぐい	手 釣、竿 釣	1 日	1,000円
		1 年	3,500円
う な ぎ	手 釣、竿 釣	1 日	1,000円
		1 年	8,500円

(2) その他の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
にじます、やまめ、いわな、こい、うぐい	投 網	1 年	11,500円
う な ぎ	投 網	1 年	11,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	場 所
庄川沿岸漁業協同組合連合会	射水市広上2909番地
庄川上流漁業協同組合	砺波市庄川町青島2244番地
平漁業協同組合	南砺市下梨2240番地(平行政センター内)
上平漁業協同組合	南砺市上平細島879番地(上平行政センター内)
利賀村漁業協同組合	南砺市利賀村171番地(利賀村商工会内)
又は上記組合の指定する場所	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 連合会は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 連合会は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

ただし、遊漁料及び減免規定については、

平成29年1月1日から施行する